

退会者の国際会費返済に関する規定

半期分国際会費は、6月30日及び12月31日現在で国際本部に記録されている会員数に基づいて、7月1日と1月1日に各クラブに請求されます。

半期分国際会費が請求されてから30日以内に報告された退会者の国際会費については、6ヶ月分全額が返済されます。但し、報告書は基準月の翌月末である7月31日または1月31日までに国際本部に届いている必要があります。

6月分報告書が6月に届いた場合、退会者の国際会費については、国際会費請求前に退会処理されているので、返済されません。

6月分報告書が7月に届いた場合、退会者の国際会費は、国際会費請求後に退会処理されたので、返済されません。

12月退会者についても、6月と同様です。

7月31日または1月31日までに報告書が届かなかった場合には、退会者の国際会費は返済されませんのでご了承ください。